

令和4年度第5回多良木町議会(3月定例会議)

招 集 年 月 日	令和5年3月7日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和5年3月14日		午前10時00分	
開 閉 宣 告	散	会	令和5年3月14日		午前10時56分	
応招（不応招） 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
	1	○	高橋 裕子	7	○	源嶋 たまみ
	2	○	中村 正徳	8	○	豊永 好人
	3	○	林田 俊策	9	○	久保田 武治
	4	○	坂口 幸法	10	○	宇佐 信行
	5	○	村山 昇	11	○	猪原 清
	6	○	魚住 憲一	12	○	落合 健治
会議録署名議員	4番		坂 口 幸 法	11番		猪 原 清
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	浅 川 英 司	議 事 参 事	山 本 美 和		
説明のため出席 した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名		
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎	生涯学習課長	黒 木 庄 一 朗		
	副 町 長	塚 本 健	生涯学習課	矢 立 健		
	教 育 長	佐 藤 邦 壽	住民ほけん課長	岡 本 雅 博		
	会 計 管 理 者	木 下 孝 二	住民ほけん課	久 保 田 大		
	総 務 課 長	仲 川 広 人	福祉課長	新 堀 英 治		
	総 務 課	金 子 め ぐ み	福祉課	大 石 尚 美		
	企画観光課長	林 田 浩 之	建設課長	林 田 裕 一		
	企画観光課	佐 々 木 英 人	建設課			
	危機管理防災課長	椎 葉 純	農林整備課長	水 田 寛 明		
	危機管理防災課	大 森 博 範	農林整備課	那 須 隆 二		
	税 務 課 長	東 健 一 郎	産業振興課長	小 林 昭 洋		
	農委事務局長	小 田 章 一	産業振興課	竹 下 政 孝		

会 議 に 付 し た 事 件

議案第47号	多良木町立多良木学園の指定管理者の指定期間の変更について
発議第6号	議案第47号「多良木町立多良木学園の指定管理者の指定期間の変更」に対する附帯決議について
議案第48号	令和3年度林道槻木南線5号箇所（令和2年災）災害復旧工事請負変更契約の締結について
議案第49号	多良木町有林林地分収林変更契約の締結について
議案第50号	多良木町有林林地分収林変更契約の締結について
議案第51号	多良木町有林林地分収林変更契約の締結について
議案第52号	多良木町有林林地分収林変更契約の締結について
議案第53号	多良木町有林林地分収林変更契約の締結について
議案第54号	久米財産区有林林地分収林変更契約の締結について
議案第55号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第56号	多良木町個人情報保護に関する法律施行条例を定めることについて
議案第57号	多良木町情報公開条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第58号	多良木町社会福祉振興基金条例等を廃止する等の条例を定めることについて
議案第59号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて
議案第60号	多良木町国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第61号	令和4年度多良木町一般会計補正予算（第6号）
議案第62号	令和4年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
議案第63号	令和4年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）
議案第64号	令和4年度久米財産区特別会計補正予算（第1号）
議案第65号	令和4年度多良木町上水道事業会計補正予算（第1号）
議案第66号	令和4年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第67号	令和4年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第68号	令和4年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第69号	令和5年度多良木町一般会計予算
議案第70号	令和5年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
議案第71号	令和5年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
議案第72号	令和5年度久米財産区特別会計予算

議案第73号	令和5年度多良木町上水道事業会計予算
議案第74号	令和5年度多良木町下水道事業特別会計予算
議案第75号	令和5年度多良木町介護保険特別会計予算
議案第76号	令和5年度多良木町後期高齢者医療特別会計予算

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1 「議案第 47 号」 多良木町立多良木学園の指定管理者の指定期間の変更について

○議長(高橋裕子さん) それでは、日程第 1、議案第 47 号、多良木町立多良木学園の指定管理者の指定期間の変更についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

2 番中村正徳さん。

○2 番(中村正徳君) 今回、提案理由といたしまして、多良木学園を民営化するに当たり、社会福祉法人つつじヶ丘学園との協議に期間を要するためということで提案理由を述べておられますけども、この協議のタイムスケジュールとして、いつまでを考えておられるのか伺いたいと思います。

○議長(高橋裕子さん) 町長吉瀬浩一郎さん。

○町長(吉瀬 浩一郎君) 今、タイムスケジュールとおっしゃいましたが、覚書の中にもですね、書いておりますように、来年度の、ですから令和 6 年の 4 月 1 日の民営化を目指して協議を進めていくということにしておりますので、いつということはなかなか言えませんが、しかし、なるべく早く協議を進めながら、目標としては令和 6 年の 4 月 1 日に民営化ということでお互い協議をしていくということで覚書を交わしておりますので、そういうことでご了承いただきたいと思います。

○議長(高橋裕子さん) 2 番中村さん。

○2 番(中村正徳君) ただいま答弁いただきましたように、令和 6 年の 4 月 1 日を目標に協議を進めていく、民営化に向けて協議を詰めていくという町長の答弁でございましたけども、再々度の延長ということは考えてないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長(高橋裕子さん) 町長。

○町長(吉瀬 浩一郎君) 6 年の 4 月 1 日に民営化をするということでお互いその方向に向けて協議をしていくということですので、それだけしか言えません、今のところですね。

○議長(高橋裕子さん) 2 番中村さん。

○2 番(中村正徳君) この期間内で進めていくという以上のことは答えられないということですけども、これを今回、提案されているわけですので、この期日をもってですね、私はやっていただくものと理解をいたしております。

それを進めるための、もしこれができなかった場合の町長の覚悟というのはお有りになりますか。3 回目ですけども。

○議長(高橋裕子さん) 吉瀬町長。

○町長(吉瀬 浩一郎君) 今回ですね、3 か月分減俸ということでさせていただきましたが、それはその時点になって、皆さん方に改めてご相談をしながら責任の取り方は考えていきたいというふうに思っております。

○議長(高橋裕子さん) ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 47 号、多良木町立多良木学園の指定管理者の指定期間の変更については、原案のとおり可決されました。

3 番林田俊策さん。

○3 番(林田俊策君) 議案第 47 号に対する附帯決議案を出したいと思いますので、データで提出したいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長(高橋裕子さん) ここで暫時休憩いたします。

(午前 10 時 05 分休憩)

(午前 10 時 06 分開議)

○議長(高橋裕子さん) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、林田俊策さん外 9 名から発議第 6 号、議案第 47 号「多良木町立多良木学園の指定管理者の指定期間の変更」に対する附帯決議についてが提出されました。

お諮りします。

この件を日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、発議第 6 号を日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることは可決されました。

ここで資料データ配布のため、暫時休憩いたします。

(午前 10 時 07 分休憩)

(午前 10 時 08 分開議)

追加日程第 1 「発議第 6 号」 議案第 47 号「多良木町立多良木学園の指定管理者の指定期間の変更」に対する附帯決議について

○議長(高橋裕子さん) 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第 1、発議第 6 号、議案第 47 号「多良木町立多良木学園の指定管理者の指定期間の変更」に対する附帯決議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

3 番林田俊策さん。

○3 番(林田俊策君) 発議第 6 号、令和 5 年 3 月 14 日、多良木町議会議長 高橋 裕子 様。

提出者 議会議員 林田 俊策。

賛成者 議会議員 落合 健治。

賛成者 議会議員 源嶋 たまみ。

賛成者 議会議員 猪原 清。

賛成者 議会議員 魚住 憲一。

賛成者 議会議員 久保田 武治。

賛成者 議会議員 豊永 好人。

賛成者 議会議員 宇佐 信行。

賛成者 議会議員 坂口 幸法。

賛成者 議会議員 村山 昇。

議案第 47 号「多良木町立多良木学園の指定管理者の指定期間の変更」に対する附帯決議について。

上記の議案を、別紙のとおり多良木町議会会議規則第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

提出の理由

議案第 47 号「多良木町立多良木学園の指定管理者の指定期間の変更について」は原案可決されましたが、これまでの経緯に鑑み、町は入所者への十分な配慮を行いながら、令和 6 年度以降の民営化に向けた方向性を早急に示すことを強く要望するため附帯決議を提出するものであります。

決議案につきましては、事務局長をもって朗読させます。

○議長（高橋裕子さん） 事務局長。

○議会事務局長（浅川英司君） それでは、決議案を朗読します。

議案第 47 号「多良木町立多良木学園の指定管理者の指定期間の変更」に対する附帯決議（案）。

議案第 47 号の趣旨は、「多良木町立多良木学園の指定管理者の指定期間を、社会福祉法人つつじヶ丘学園との民営化に向けた協議に期間を要するため、令和 6 年 3 月 31 日まで延長する」ということであるが、これまでの経緯に鑑み、多良木学園入所者への十分な配慮を行いながら、令和 6 年度以降の民営化に向けた方向性を早急に示されることを強く望む。

以上、決議する。

令和 5 年 3 月 14 日、多良木町議会。

以上でございます。

○議長（高橋裕子さん） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、決議案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、3 番林田俊策さん外 9 名から提出されました発議第 6 号、議案第 47 号「多良木町立多良木学園の指定管理者の指定期間の変更」に対する附帯決議については、決議案のとおり可決されました。

日程第 2 「議案第 48 号」 令和 3 年度林道槻木南線 5 号箇所（令和 2 年災）災害復旧工事請負変更契約の締結について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 2、議案第 48 号、令和 3 年度林道槻木南線 5 号箇所（令和 2 年災）災害復旧工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 48 号、令和 3 年度林道槻木南線 5 号箇所（令和 2 年災）災害復旧工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 3 「議案第 49 号」から日程第 8 「議案第 54 号」 一括質疑

○議長（高橋裕子さん） 次の日程第 3、議案第 49 号、多良木町有林林地分収林変更契約の締結についてから、日程第 8、議案第 54 号、久米財産区有林林地分収林変更契約の締結についてまでの 6 議案については一括議題としており、既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。
この質疑は、議案第 49 号から議案第 54 号までを対象として、一括して質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

日程第 3 「議案第 49 号」 多良木町有林林地分収林変更契約の締結について

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これから、議案第 49 号から議案第 54 号までの討論と採決を行います。
この討論と採決は、議案第 49 号から議案第 54 号までをそれぞれ 1 案件として、個別に討論と採決を行います。
それでは、議案第 49 号、多良木町有林林地分収林変更契約の締結についての討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 49 号、多良木町有林林地分収林変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 4 「議案第 50 号」 多良木町有林林地分収林変更契約の締結について

○議長（高橋裕子さん） 次に、議案第 50 号、多良木町有林林地分収林変更契約の締結についての討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 50 号、多良木町有林林地分収林変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 5 「議案第 51 号」 多良木町有林林地分収林変更契約の締結について

○議長(高橋裕子さん) 次に、議案第 51 号、多良木町有林林地分収林変更契約の締結についての討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 51 号、多良木町有林林地分収林変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 6 「議案第 52 号」 多良木町有林林地分収林変更契約の締結について

○議長(高橋裕子さん) 次に、議案第 52 号、多良木町有林林地分収林変更契約の締結についての討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 52 号、多良木町有林林地分収林変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 7 「議案第 53 号」 多良木町有林林地分収林変更契約の締結について

○議長(高橋裕子さん) 次に、議案第 53 号、多良木町有林林地分収林変更契約の締結についての討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 53 号、多良木町有林林地分収林変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第8 「議案第54号」 久米財産区有林林地分収林変更契約の締結について

○議長（高橋裕子さん） 次に、議案第54号、久米財産区有林林地分収林変更契約の締結についての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号、久米財産区有林林地分収林変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第9 「議案第55号」 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第9、議案第55号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第10 「議案第56号」 多良木町個人情報保護に関する法律施行条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第10、議案第56号、多良木町個人情報保護に関する法律施行条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 56 号、多良木町個人情報の保護に関する法律施行条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午前 10 時 21 分休憩）

（午前 10 時 22 分開議）

日程第 11 「議案第 57 号」 多良木町情報公開条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 11、議案第 57 号、多良木町情報公開条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 57 号、多良木町情報公開条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 12 「議案第 58 号」 多良木町社会福祉振興基金条例等を廃止する等の条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 12、議案第 58 号、多良木町社会福祉振興基金条例等を廃止する等の条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 58 号、多良木町社会福祉振興基金条例等を廃止する等の条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 13 「議案第 59 号」 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 13、議案第 59 号、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 59 号、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 14 「議案第 60 号」 多良木町国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 14、議案第 60 号、多良木町国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 60 号、多良木町国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 15 「議案第 61 号」 令和 4 年度多良木町一般会計補正予算（第 6 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 15、議案第 61 号、令和 4 年度多良木町一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

9 番久保田武治さん。

○9 番（久保田 武治君） 1点だけちょっと伺いたいんですが、105 ページになります。

款の6、農林水産業費、目3、農業振興費、節18の負担金補助及び交付金。これにスマート農業普及促進事業補助っていうのがあるわけですが、これは4年度の予算では60万円が計上されてたと思うんですが、今回43万円が減額となっています。

つまり17万しかこれ利用されなかったっていうことになるんですが、この利活用、この事業がですね、このなされなかったその辺の理由、あるいは事情、そういったことについては一体どういうふうになっているのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林昭洋君） お答えいたします。

令和4年度のスマート農業の予算につきましては、議員おっしゃるとおり当初予算が60万を組んでおります。

これにつきましては、執行部の考え方としましては、令和3年度から5年度にかけて、スマート農業のいろんな分野があるうち、ドローンの農業用ドローンの操縦免許取得を農業者の方からご要望が非常に高かった件でございまして、これに特化して取り組んでおります。

今年につきましては、当初予算の大体4名程度を予定しておったわけですが、実際のところ令和4年度は2名分ということで、執行残でございまして。

来年度までドローンの免許取得につきまして推進する予定でありますが、令和6年度以降、その時になってみないとわかりませんが、令和6年度に次のスマート農業の確立体制のために、内容精査をする予定でおります。終わります。

○議長（高橋裕子さん） 9 番久保田さん。

○9 番（久保田 武治君） 今の答弁で理解ができましたが、要するにこの事業のですね、内容についての周知、そういうものっていうのが十分になされてるのかどうなのか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林昭洋君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたが、農業者の方、主に認定農業者、それから中山間の組織でありますが、こちらにつきましていろいろご要望、ご相談いろいろ高かったものですから、中山間とかそういった会議の中でいろいろこの農業のドローンの政策について決めた経緯がございまして。

ほかのご要望が当時はございまして、またいろいろと今後スマート農業のいろんな分野が確立されてきますので、先ほども申し上げましたが、6年度に精査したいと考えております。終わります。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号、令和4年度多良木町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 16 「議案第 62 号」 令和 4 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）
補正予算（第 2 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 16、議案第 62 号、令和 4 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 62 号、令和 4 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 17 「議案第 63 号」 令和 4 年度多良木町国民健康保険特別会計（直進勘定）
補正予算（第 1 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 17、議案第 63 号、令和 4 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 1 号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 63 号、令和 4 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 18 「議案第 64 号」 令和 4 年度久米財産区特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 18、議案第 64 号、令和 4 年度久米財産区特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 64 号、令和 4 年度久米財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 19 「議案第 65 号」 令和 4 年度多良木町上水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 19、議案第 65 号、令和 4 年度多良木町上水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 65 号、令和 4 年度多良木町上水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 20 「議案第 66 号」 令和 4 年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 20、議案第 66 号、令和 4 年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 66 号、令和 4 年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 21 「議案第 67 号」 令和 4 年度多良木町介護保険特別会計補正予算
(第 4 号)

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 21、議案第 67 号、令和 4 年度多良木町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 67 号、令和 4 年度多良木町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)は、原案のとおり可決されました。

日程第 22 「議案第 68 号」 令和 4 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 2 号)

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 22、議案第 68 号、令和 4 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 68 号、令和 4 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)は、原案のとおり可決されました。

日程第 23 「議案第 69 号」 令和 5 年度多良木町一般会計予算

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 23、議案第 69 号、令和 5 年度多良木町一般会計予算を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11 番猪原清さん。

○11 番(猪原清君) 資料の 229 ページをお願いします。

款 2、項 1、総務管理費、目 19、地方創生推進交付金事業費、節 12 の委託料 450 万。熊本大学共同研究業務委託料についてですが、一般財源で措置されてます。

町長にお伺いしますが、これいつまで続けられる予定ですかということをお伺いします。

はっきりした目標というかメリットがあまり見えてないところで、町長は具体的にいつまでこの委託料を一般財源からの措置を続けられるのかお伺いします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） この事業はですね、ここに書いてありますとおり、熊本大学の喜多先生にお願いしている事業なんですけども、ウワミズザクラの事業なんです。

今、研究は進んでるんですが、まだ成果は見えておりません。ですから目標年次としては令和7年度目標で、そこまでで一応、一区切りつけたいというふうには思っております。

○議長（高橋裕子さん） 11番。

○11番（猪原清君） 令和7年度目標、ということはもうそこで終了ということで間違いはないですか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） そこでの成果をもとにですね、また予算等がありましたら議会にご相談をしたい。

ただ、今どういう形で研究が進んでいるか、それは担当課の方に連絡はいただいているんですけども、それがやっぱりこう何て言うんですかねこう、その次の段階に至った場合には、また改めて予算の分については議会にご相談をするということでご了承いただきたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

9番久保田さん。

○9番（久保田 武治君） 2点あるんですが、まず一つがですね、267ページになります。

款の6の農林水産業費、実は先ほど補正でもちょっとお尋ねした件と関わるんですが、同じく目3の農業振興費で節18の負担金補助及び交付金で、本年度予算にも60万円というのがスマート農業に関して計上されているわけですが、これについては町長が所信表明の中でもですね、特にこのスマート農業の普及促進事業をですね、やるんだと、そういう所見を述べておられます。

それとの関係でですね、今回のまた60万について、どのようにその普及促進を図っていくのか、先ほど課長から答弁もありましたが、要するに、5年度にどのようにまず進めていくのか、その点についてですね、方向性、そういったものについてまずちょっと課長に伺いたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林昭洋君） お答えいたします。

令和5年度におきましては、ドローンの約4名程度、15万掛ける4名程度を今、計上しておりますのでございます。

議員がおっしゃいます、今後のスマートの農業の取り組みの方向づけでございますが、先ほども申し上げましたが、令和6年度に検討するというところでございますが、いろんな形ですね、今後、高齢化を迎える中で労力の軽減、それから特に本町は中山間地域が多ございますので、法面等の急傾斜地が多ございます。こちらの草の除草の管理とか、いろんな形で防除あたりですね、ドローンの防除あたりに加えまして、労力の軽減が1番問題になってきてます。

特に本町で今、人材不足になっております労働のですね、そういった草払いとか、そういったものの対策が今、応急的な問題でございまして、今後、機械化でどうにかそれを対処しなければ、今後、農業の維持あたりは、どの分野もそうではできませんので、それらを踏まえたところを今後の方向づけに盛り込んでいきたいと考えております。終わります。

○議長（高橋裕子さん） 9番久保田さん。

○9番(久保田 武治君) そこで今の課長の答弁を踏まえてですね、町長ご自身のお考えを、要するにこの60万円が妥当な金額かどうかということも含めていったいどのようにお考えなのか、簡潔に結構です。

○議長(高橋裕子さん) 吉瀬町長。

○町長(吉瀬 浩一郎君) 多良木町、農業を担っている方々、高齢化が進んでいます。

やはり高齢化が進んでいくということは、機械によるいろんな形の助力が必要になってくると思いますので、今、課長が申しましたように草払い関係とかですね、なかなか進まないとか、厳しい状況も起きておりますので、まずは今回はドローンの免許取得のために補助を出すという形にしております。

今60万でここに掲載してありますが、これは恐らく来年度、再来年度にかけて金額は大きくなっていくと思います。ですからやっぱそういう要請が多いところには、主軸事業でありますので、力を入れて予算を付けていきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

○議長(高橋裕子さん) 9番。

○9番(久保田 武治君) もう1点伺います。283ページになります。

款の7、商工費、目の4、観光費、節18、負担金補助及び交付金ですが、人吉球磨観光地域づくり協議会、これに679万3,000円が計上されております。

4年度の予算はですね、563万6,000円でしたので、約115万円増の20%、が要するに予算に反映されてるんですが、これはいったいどのような理由によるものなのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長(高橋裕子さん) 林田企画観光課長。

○企画観光課長(林田浩之君) それでは、お答えいたします。

人吉球磨観光地域づくり協議会、観地協ですけれども、こちらの方あの地方創生推進交付金の方を活用されまして事業の方を展開されております。

その事業が今年度までで交付金の方が終了することになっているんですけれども、新たにですね、企業版ふるさと納税を活用した地方創生推進交付金を申請されまして、2年延長を予定されております。令和5年度と令和6年度です。

そういった事業を行うのに伴いまして、予算の方も増額して今年度、計上をさせていただいているところでございます。以上です。

○議長(高橋裕子さん) ほかに質疑はありませんか。

8番豊永好人さん。

○8番(豊永好人君) 1点ほどお伺いしたいと思いますけれども、まずページ数はですね、267ですけども、はい、267ですね。

款の農林水産業費、それと農業費、その中にですね、節のですね、未来を担う農業者支援事業補助ということで、これ400万組んでありますけれども、この内容について、詳細な説明をよろしくお願ひします。

○議長(高橋裕子さん) 小林産業振興課長。

○産業振興課長(小林昭洋君) お答えいたします。

未来を担う農業者支援事業につきまして、補助事業でございますが、事業目的につきましては、制度の改正が人農地プランにつきまして、今まで、旧人農地プランといいますか、人農地プランがですね、今後、地域計画という名称に変わります。

これはいわゆる人と農地を直接、本格的に今後、結びつけていくと。国の進める地域計画を本町としても今後、進める方向としまして、どういった形だと進められていくかと。

実際問題としまして今後もう新しい若い人たちの労働力は見込めません。今いらっしゃる、高齢化になっておりますが、その人たちに、さらに頑張ってくださいというところもござい

まして、今後は、今まで認定農業者と大規模とかですね、法人化に補助事業あたりが傾注してきた経緯もございますが、今後は、地域計画を推進するうえで、そういった高齢者の中でもまだまだ今後も農地をですね、結びつけて維持してやっていくために、この未来を担う農業者支援補助事業を設定しまして、こういった小物機械とかですね、いろんな形であるかと思えます。

この地域計画を実際推進するうえで必要な補助事業と考えておりますので、今後はこの事業を使って、高齢者もしくは中核的担い手の方に対してもこの補助事業を利用させていただいて、農地を守っていただくという趣旨でございます。終わります。

○議長（高橋裕子さん） 8番豊永さん。

○8番（豊永好太郎） そこでですね、1件当たり、1人当たりの上限はいくらなのかお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林昭洋） お答えいたします。

上限は20万円、補助率は3分の1以内、消費税抜きでございますが、以上です。終わります。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号、令和5年度多良木町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第24 「議案第70号」 令和5年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定） 予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第24、議案第70号、令和5年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号、令和5年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 25 「議案第 71 号」 令和 5 年度多良木町国民健康保険特別会計（直進勘定）
予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 25、議案第 71 号、令和 5 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 71 号、令和 5 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 26 「議案第 72 号」 令和 5 年度久米財産区特別会計予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 26、議案第 72 号、令和 5 年度久米財産区特別会計予算を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 72 号、令和 5 年度久米財産区特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 27 「議案第 73 号」 令和 5 年度多良木町上水道事業会計予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 27、議案第 73 号、令和 5 年度多良木町上水道事業会計予算を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 73 号、令和 5 年度多良木町上水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 28 「議案第 74 号」 令和 5 年度多良木町下水道事業特別会計予算

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 28、議案第 74 号、令和 5 年度多良木町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 74 号、令和 5 年度多良木町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 29 「議案第 75 号」 令和 5 年度多良木町介護保険特別会計予算

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 29、議案第 75 号、令和 5 年度多良木町介護保険特別会計予算を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 75 号、令和 5 年度多良木町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 30 「議案第 76 号」 令和 5 年度多良木町後期高齢者医療特別会計予算

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 30、議案第 76 号、令和 5 年度多良木町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号、令和5年度多良木町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

(午前10時56分散会)